

## 住宅用家屋証明の申請に必要な添付書類(松戸市)

	1	2	3	4	5	6	7	8
<div style="display: flex; justify-content: space-between; padding: 0 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">住民票</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">登記事項全部証明書 ※1</p> <p style="text-align: center;">確認済証及び検査済証</p> <p style="text-align: center;">売買契約書(売渡証明等)</p> <p style="text-align: center;">当該家屋の未使用証明書</p> <p style="text-align: center;">申立書※2</p> <p style="text-align: center;">現住家屋の処分方法等※3</p> </div> </div>								(長期優良住宅・低炭素住宅の場合) 認定申請書及び認定通知書※4
個人が新築した住宅(建築後1年以内の住宅) 租税特別措置法施行令(イ)第41条 (a)又は(c) 新築されたもの				△	△	△	△	○
1.入居済	△	△	△	△	△	△	△	○
2.入居予定	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
建築後未使用の住宅(建売住宅・新築マンション等) (取得後1年以内の住宅) (b)又は(d) 建築後使用されたことのないもの (売買、競売に限る)				△	△	△	△	○
1.入居済	△	△	△	○	◎	◎	◎	◎
2.入居予定	○	△	△	○	◎	◎	◎	◎
中古住宅(取得後1年以内) (ロ)第42条第1項 建築後使用されたことのあるもの ※5 (a)取得(売買、競売に限る)				△	○	△	△	△
1.入居済	△	○	△	○	◎	◎	◎	◎
2.入居予定	○	○	△	○	◎	◎	◎	◎

**注意事項** ◎ 原本の提出をお願いします ○提出用のコピーをご用意下さい。  
 △ コピーまたは原本を確認後、返却いたします。

- ※1 インターネット謄本可。(照会番号の有無、発行年月日は問わない。)
- ※2 入居予定日が1~2週間程度のもの (HPに雛形を掲載しております。)
- ※3 (売却する場合)売買契約書・(賃貸する場合)賃貸借契約書 等。
- ※4 【認定長期優良住宅の場合】
  - ・認定申請書の副本 (第1面、第2面及び第4面は必須。第3面は共同住宅の場合のみ)
  - ・認定通知書
- 【認定低炭素住宅の場合】
  - ・認定申請書の副本 (第1面、第3面及び第5面は必須。)
  - ・認定通知書
- ※5 登記簿上の建築年月日が昭和56年12月31日以前の場合は下記の書類が必要。  
 (耐震基準適合証明書、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る保険付保証書  
 または住宅性能評価書(コピー可)の添付がある場合は取得可。)
- よくある質問については「住宅用家屋証明Q&A」をHPに掲載しておりますので、ご覧ください。
- その他質問事項は、固定資産税課までお問合せください。